

第1回熊本市行政区画等審議会

日時：平成21年11月2日（月）10：00～

場所：KKRホテル熊本 1階「有明・不知火」

開会時間 10時00分

終了時間 11時22分

○出席委員等（26名）

諮問者	熊本市長	幸山政史							
	会長	桑原隆広							
	副会長	上野眞也							
	委員	竹原孝昭	江藤正行	上村恵一					
		牧野光明	戸内敏	赤星香世子					
		林美貴	岩永則勝	植村米子					
		大久保太郎	大澤一史	織田幹夫					
		新立順子	堀義徳	南景子					
		村上一也	森日出輝	森徳和					
		吉村一郎	米村昌昭	榎木野史貴					
		池部正剛	喜安和秀	祐名三佐男					

○欠席委員等（2名）

崎元達郎 中尾保徳

第1回熊本市行政区画等審議会

日時：平成21年11月2日（月）10：00～

場所：KKR ホテル熊本1階「有明・不知火」

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶 幸山 政史 熊本市長
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 会長及び副会長挨拶
- 6 諮 問
- 7 議 事
 - (1) 会議の運営について
 - (2) 政令指定都市制度について【概要説明】
 - (3) スケジュールについて
 - (4) 行政区画の編成及び区役所位置の検討に当たっての留意点について
(既存政令指定都市の例)
 - (5) 合併市町村の概要について
 - (6) 合併協議会からの協議結果及び報告について
- 8 その他
- 9 閉 会

午前 10 時 00 分 開始

司会

それでは定刻となりましたのでただ今より第 1 回 熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきます。本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

熊本市行政区画等審議会の要綱の附則によりまして最初の会議は市長が招集することとなっております。同要綱第 5 条第 1 項により会議は会長が議長となるわけですが、会長は委員の互選により選出ということになっておりますのでそれまでの間、私、熊本市政令指定都市推進室の大島が議事を進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ここで本日配布いたしております資料の確認をさせていただきます。お手元に一枚もので「会議次第」「席次表及び出席者名簿」「熊本市域図」冊子で「審議会会議資料」及び「参考資料」以上 5 種類の資料を配布いたしておりますが、不足等ございましたら事務局までお申し出いただきたいと存じます。

ご確認ありがとうございました。なお、「熊本市の政令指定都市移行を実現させよう」というパンフレットを添えさせていただいております。もしよろしければサポーターとしてご協力いただきますならば幸いに存じます。

それでは、お手元に配布いたしております会議次第に従いまして進めてまいりますのでよろしく願いいたします。会議に先立ちまして委員の皆様方の委嘱を行います。市長が皆様のお席に参りまして順次委嘱状をお渡しいたしますので、委員の皆様は自席でご起立のうえ委嘱状をお受け取りいただきたいと存じます。名簿に従いましてお名前を申し上げます。

竹原 孝昭 様

【 委嘱状 交付 】

江藤 正行 様

【 委嘱状 交付 】

上村 恵一 様

【 委嘱状 交付 】

牧野 光明 様

【 委嘱状 交付 】

戸内 敏 様

【 委嘱状 交付 】

植村 米子 様
【 委嘱状 交付 】

大澤 一史 様
【 委嘱状 交付 】

新立 順子 様
【 委嘱状 交付 】

南 景子 様
【 委嘱状 交付 】

森 徳和 様
【 委嘱状 交付 】

吉村 一郎 様
【 委嘱状 交付 】

祐名 三佐男 様
【 委嘱状 交付 】

喜安 和秀 様
【 委嘱状 交付 】

池部 正剛 様
【 委嘱状 交付 】

榎木野 史貴 様
【 委嘱状 交付 】

米村 昌昭 様
【 委嘱状 交付 】

森 日出輝 様
【 委嘱状 交付 】

村上 一也 様
【 委嘱状 交付 】

堀 義徳 様
【 委嘱状 交付 】

織田 幹夫 様
【 委嘱状 交付 】

大久保 太郎 様
【 委嘱状 交付 】

岩永 則勝 様
【 委嘱状 交付 】

林 美貴 様
【 委嘱状 交付 】

桑原 隆広 様
【 委嘱状 交付 】

上野 眞也 様
【 委嘱状 交付 】

赤星 香世子 様
【 委嘱状 交付 】

ありがとうございました。

以上、26名の皆様でございます。また、本日は所用により欠席との連絡を受けております2名の委員さんのご紹介をさせていただきます。崎元 達郎 様、中尾 保徳 様でございます。なお、委員名簿の詳細につきましては、会議資料の6頁にも掲載をさせていただいておりますので、ご紹介を申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、第1回の行政区画等審議会の開催にあたりまして、幸山 政史 熊本市長がご挨拶を申し上げます。

幸山熊本市長

皆さん、おはようございます。第1回の熊本市行政区画等審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。まずは委員の皆様におかれましては今回の委員の委嘱、快くお引き受けいただきましたことに対しまして心からお礼を申し上げますし、また本日は第1回目の審議会会議の招集をさせていただいたところではありますが、大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきました事に重ねてお礼を申し上げます。どうぞ本日から何とぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

私共のこれまでの合併・政令市の実現に向けました取り組みにつきましては、皆様方、十分にご承知だと思っておりますので、あえて詳しい説明は省略をさせていただきますけれども、おかげをもちまして昨年の富合町さん、そして来年の3月の植木町さん、城南町さんとの合併を持ちまして、いよいよ政令指定都市の実現というものが具体的なものになりつつあるところでございます。先月の16日に総務大臣の告示がございましたので、来年の3月23日に植木町さん、城南町さん一体となって新市としてスタートすることが決定をしているところでございます。

その後の政令市実現に向けました取り組みといたしましては、私共、市議会の議決を受けました直後に全庁的な政令市推進本部を立ち上げさせていただきまして、その中で5つの専門部会を作りました。まず一つ目が権限移譲に関するもの、そして政令市ビジョン策定に関するもの、そしてこの審議会に関わってまいります行政組織に関わるもの、さらには情報システム、あるいは総務といった5つの専門部会を立ち上げまして本市におきまして全庁的な中でこの政令市の実現に向けた準備というものに取り掛かっているところであります。そして先ほど5つの中で申し上げました権限移譲に関しましては、これはもちろん県とも大きくかかわってくるわけでございますけれども、先日、権限移譲の連絡会議を先月の27日に第1回目の会議を発足したところでございまして、数多くの権限が移ることになってまいりますけれども、そうした連絡会議を通じまして一つ一つの事業を今、精査をさせていただき権限移譲の方向性につきまして審議をしているといったところでございます。私共といたしましては、政令市の実現を平成24年の4月1日を目指して現在準備を進めているところでございます。今回この行政区画等審議会が立ち上がり、やはり市民の皆様にとって最も関心の高いものの一つと言えらると思っておりますけれども、区割りがどうなっていくのか、あるいは区割りがなされた後に区役所がどこに置かれることになるのかということはこの審議会の中で審議をしていただくということになるわけでございます。そうした審議を通じましても、あるいは政令市のビジョン等を策定していきます過程におきましても今後ますます市民の皆様方、あるいは市民の皆様だけでなく県民の皆様方もこの政令市に関する関心というものがますます高まってくるとは思わないかというふうに感じているところでございます。いろんな意味におきまして、この審議会というものは大変重要な位置付けだというふうに考えておりますので、そういう意味におきましては皆様方のご負担というものもかなりのものになってくるものと予想されるわけでありましてけれども、

どうぞ委員の皆様方におかれましてはこの政令指定都市の意義というものを十分にご理解いただきまして審議にあたりましてのご理解、ご協力をいただければ大変幸いに存ずる次第でございます。

改めまして、大変お忙しい中にお引き受けをいただきました委員の皆様方に心からお礼を申し上げまして第1回目の会議にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

続きまして、本審議会の会長、副会長の選出でございますが、これは熊本市行政区画等審議会要綱第4条第2項の規定によりまして、委員の互選により選出するということになっております。会長をどなたにするか、皆様いかがでしょうか？

森委員

熊本市農業委員会会長の森でございます。委員の皆様のご賛同を頂けますならば、熊本県立大学の教授でいらっしゃいます桑原委員をご推薦いたしたいと思いますが、いかがでしょうか？

(異議なし との声。)

司会

ただ今、桑原委員というご発言がございましたけれども、「異議なし」というご発言をいただいておりますが、よろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

司会

それでは、桑原委員には会長ということで会長席の方へご移動いただきたいと存じます。引き続きまして、副会長の選出に移ります。どなたかご意見、ご推薦はございませんでしょうか？

植村委員

会長におつきいただいたところでございますが、会長にご一任ということで皆様方のご賛同をいただきたいと存じます。いかがでございましょうか？

(異議なし、との声。)

司会

ただ今、会長にご一任というご意見が出ましたけれども、皆様のご承認のいただいておりますので、それでは桑原会長の方から副会長の方のご選任をお願いします。

会長

それでは、ただ今本審議会の会長にというご指名をいただきましたのでお引き受けいたしましたけれども、副会長の指名をとということでございますので私といたしましては、大変いろいろな経験も豊富でいらっしゃる熊本大学の上野委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか？

(異議なし、との声。)

会長

それでは上野委員に副会長をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

司会

それでは、上野委員には副会長席へご移動をお願いいたします。

会長に桑原委員、副会長に上野委員に決定いたしましたので、まず桑原会長、上野副会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。始めに桑原会長よろしくお願ひいたします。

桑原会長

ただ今委員の皆様からご指名をいただきまして本審議会の会長を仰せつかることになりました熊本県立大学の桑原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。会長のお役目をお引き受けますにあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今年、熊本市が市になって、市制が施行されまして120年という記念の年ということだそうですけれども、我が国に市という制度ができたのが明治22年です。この年の4月に全国で31の市が誕生したんですけれども、熊本市も全国で最初に誕生した市の中に入っております。当時の熊本市は云わば全国の自治体の中のトップグループを走っていたということが言えると思います。それから少し後にできまして鉄道唱歌という歌の中では熊本市は九州一の大都会というふうに歌われていたわけでありまして。そして120年経ちました今日、熊本市と一緒に市になりました31の市の中の多くの市は今政令指定都市ということになっておりまして、熊本市も九州一の大都会ではなくなったわけでありまして。そんなことで他の市の遅れをとっているのではないかとというふうに私も思っておりましたが、この度旧富合町との合併が実現し、そして植木町、城南町との合併も来年3月ということで決定し、熊本市の政令市への道が大きく開けたわけでありまして。九州新幹線も開業いたしますし、熊本にとっては少し遅れをとっていた市に追いつき追い越すチャンスがで

きたのではないかなと私も期待しているところです。熊本市が政令市になりますと、市の区域がいくつかの区に分かれまして、そして区役所が設置されることになります。市民の皆さんの日常生活に関わりの深いたくさんのサービスが区役所で処理できることになりすし、区ごとの特色を生かした地域づくりというものも進んでいくということになると思っています。そういう意味で言いますと、市役所が市民の皆さんのずっと近いところにあるということになるかと思えます。この審議会は政令指定都市移行後の熊本市の区の編成、そして区役所の位置などにつきまして委員の皆さんのご意見をいただきながら、そして皆さんのお知恵を結集して新しい熊本市の基礎となる行政の仕組みの案を作ることになると思っています。平成の市町村大合併が進んでいく中でいくつもの政令指定都市が誕生したわけでありまして。私はそうした市の動きというものをずっとこれまで眺めてきました。どこの市でもこうした審議会を設置して、そして皆さんの意見を聞いてということで仕事が進んでいったわけでありまして、よく見てみますと、こうした審議会ですっかり審議をし、そして市民の皆さんの意見をよく聞きながら審議を進めたところはその後の政令指定都市への移行もスムーズに行っている。そうでなかったところは必ずしもスムーズにいかなかったのではないかと、私はそういう印象を持っています。従いまして、この審議会におきましても皆さん方としっかり議論をいたしまして市民の皆さん方の意見もお聞きして審議を進めたいと思っております。一方、2年半後の平成24年の4月1日を政令指定都市の一つの目標ということにいたしますと私たちにはそれほど時間があるわけではございません。この審議会の審議も極めて限られた時間内に結論を出すということが求められていると思えます。そのためにも効率的に審議を進めていくということが必要かと思えます。いくつもの難しい課題もありますけれども、本審議会に諮問されます内容は熊本市の未来を決めることにもなる大変に重要なテーマであるというふうに思っています。さまざまな分野でご活躍されておられます委員の皆様とご一緒に協議を重ねながら、また市民の皆さんのご意見も良くお聞きしながら将来、市民の皆さんに政令指定都市になって良かったとそういうふうに思っただけのような案を答申していきたいとそのように思っていますので、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

続きまして、上野副会長にご挨拶をいただきたいと存じます。

上野副会長

ただ今ご紹介いただきました熊本大学の上野でございます。またこの度はこういう重要な審議会の副会長を仰せつかりまして大変緊張いたしております。桑原会長を補佐しながらできるだけ円滑な審議が進むように微力ですが努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今の市長、桑原会長のお話がありました。また120年目の節目、さらに熊本市が政令市を目指しだしましてかれこれ7年、8年経ちますが、地域の方々との合意を得てようやく新しい市のスタートが決まったところでございます。こういう大きな地域の枠組みということと共にこれからはこの大きなポテンシャルを活かしてどういうふうはこの熊本市が発展していくのか、そういうものについて様々な検討が必要な時期に入ってきているのだらうと思います。とりわけ区と申しますと、やはり地域づくりの拠点であります。現在多くの市町村では小学校区単位のまちづくりが進められておりますが、こういう小学校区単位程度のいわゆるコミュニティーのまちづくりをさらに連結させて区単位のまちづくりにしていく。そしてそういう区が集まってまた大きな都市としての賑わいや活力や住みやすさを作っていくというようなそういう複合的な視点が必要な行政組織に変わっていくのだらうと思います。そういう意味では、私共は行政区というものについてはあまり経験がないわけですが、全く新しい地域を一つ作り、その地域を単位としながら熊本市の特性を光らせていくということについても区割りの中ではずいぶん検討がなされることと思います。とりわけ歴史や文化的な境界線、あるいは地理的な境界線、こういうこともとても重要です。他方で今後の都市の発展、あるいは交通基盤の整備計画、こういうものも含めながらこの都市全体を九州の中の中核の地域にしていく、あるいはアジアに繋がっていくような都市としての潜在的な力を高めていけるようなそういう地域戦略的な視点もこの区割りの中に反映されていけば大変いいのではないかなと考えております。これから会長のお話ですと迅速に合意を作っていくということでございました。おそらく皆様方のお考えも様々かもしれません。しかし、こういう30名弱のメンバーでこの地域の未来について精一杯考えられる、知恵を出し合い、どこかで合意点を速やかに見つけていければこの熊本市の新しい新市建設についてもスピードアップが図れるのではないかなと考えております。どうぞ忌憚のない、また活発なご意見をよろしくお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。

会長、副会長の選出、ご挨拶が終わりました。熊本市行政区画等審議会要綱第5条第1項の規定により「会長が会議の議長となる」となっておりますので、ここからの進行を桑原会長にお願いいたします。

会長

それでは、審議に入りたいと思いますが、その前にこの会議の成立について事務局からご説明をお願いいたします。どうぞ。

事務局

熊本市政令市推進室室長の平塚と申します。よろしく申し上げます。

本日は委員28名のうち、26名の委員の皆様にご出席をいただいております。従いまして、審議会要綱第5条第2項の規定によりまして本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

会長

ありがとうございました。事務局からご報告がありましたように、本日の会議は成立しているとのことでありますので、これから会議に入らせていただきます。

それでは、審議会の設置にあたりまして、まず幸山会長から本審議会が審議すべき内容について諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

幸山熊本市長

それでは、諮問をさせていただきます。

熊本市行政区画等審議会会長様 熊本市の行政区画の編成等について 熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定に基づき熊本市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び区役所の位置について熊本市行政区画等審議会に意見を求めます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長

ただ今お聞きいただいたとおり幸山市長から本審議会に対して諮問がございました。これを受けまして今後皆様とご一緒により良い答申を出せるように努めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

司会

皆様方には大変申し訳ございませんが、幸山市長はこれより公務のため退席をさせていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

【 市長 退席 】

会長

それでは、会議次第に従いまして本日の議事に入りたいと思います。

まず、「(1) 会議の運営について」ということですが、今後、私達委員が本審議会におきまして審議を行っていく上で基本的な運営方針等があると思いますので、まずは事務局からそのご説明をお願いしたいと思います。

どうぞ。

事務局

失礼して着座のままご説明させていただきます。

会議資料の4頁をお開きいただきたいと存じます。当審議会は議会の承認をいただきました市長の附属機関でございます。9月24日付けで審議会の運営要綱を定めさせていただきます。この第2条で「審議会は、市長の諮問に応じ、政令指定都市移行時に必要となる区の編成等に関する事項について調査・審議を行い、その結果を答申するものとする。」とさせていただきます。具体的には区割り、さらには区役所の位置、それと区の名称をご答申いただけたらというふうに考えております。この第5条でございますけれども、先ほどご説明申し上げましたが、第5条の2「会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。」という成立要件を定めさせていただきます。同じく同条第3項「出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。」という議決要件を定めさせていただきます。さらに第6条でこの会議は原則公開ということをお勧めさせていただきます。

続きまして、7頁をお願いいたします。熊本市の審議会等の設置に関する指針に基づきまして審議会の傍聴要領を定めさせていただきます。傍聴要領では傍聴の手続き、傍聴の制限、さらには傍聴人の数の制限、さらには傍聴人の守るべき事項等を記載のとおり定めさせていただきます。事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。委員の皆様方から今のご説明につきまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか？

無ければ次の議題に移らせていただきます。

続きまして、「(2) 政令指定都市の制度について」でございますが、まずは私たち委員が政令指定都市についての理解を深めておかなければならないと思われま。また共通認識をもっておく必要があると思っておりますので、まずは政令指定都市制度について事務局からのご説明をお願いいたします。

はい、平塚室長。

事務局

同じく会議資料の10頁をお開きいただきたいと思っております。政令指定都市制度についての概要をご説明申し上げます。まず、政令指定都市でございますが、現行の地方自治制度上もっとも自立の高い制度となっております。その政令指定都市の指定要件でございますけれども、地方自治法上では人口50万人以上の市となっておりますけれども、実際の指定にあたりましては人口80万人以上で将来的に人口100万人程度が期待できる市が従来指定をされてきておりました。ところが先ほどご挨拶にもございましたように、平成17年3月を期限として総務省において定められました市町村合併支援プランにおきまして

は「大規模な合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。」ということが明文化されましてこれを受けまして静岡市が人口70万6千人強で政令指定都市に移行しております。このようなことを考えますと指定要件として下の方に書いてございます5つの要件が考えられるのではないかとこのように考えております。まず、「①大規模な合併を行っていること」本市におきましては1市3町と合併いたしておりますのでこれはクリアできるものと考えております。次の「②人口その他の行政規模の、都市の規模や水準が既存の指定都市と比較して遜色がないこと」これは総務省協議あたりで事務的にご説明すべき事項だということに考えております。次に「③県からの移譲事務の処理を含め、大都市経営に対応できる行財政能力があること」これは先ほど市長がご挨拶申し上げましたように、先月の27日県市連絡会議を設けまして今県からの移譲事務について協議を行っておりまして概ね1年程度で結論を出すということを決まらせていただいております。④が答申に関することですが、「行政区を設置運営する体制が整っていること」区役所の数でございますとか、区役所の位置、さらには区の名称、このあたりが決まっていることということが要件になろうかと思っております。「⑤政令指定都市移行について、県と市の意見が一致していること」これにつきましては、県知事が度々応援していただいておりますように、熊本県におかれましては全面的に熊本市の政令指定都市を支援するというのでこれは難なくクリアするものと考えております。

11頁をお願いいたします。なぜ熊本市は政令指定都市を目指すのかということでございますけれども、1つには地方分権時代の到来があるかと思っております。さらには国、地方を通しまして財政が非常に厳しくなっております。このために財政的な自立を求めるとしても政令指定都市移行が必要になってくるというふうに考えております。さらに3番目としまして「九州における拠点性の確保」というのがございます。平成23年春には九州新幹線鹿児島ルートが全線開通いたします。このような中、九州内の都市間競争はますます激化すると思われましてことから九州中央の拠点都市づくりが必要であると認識しております。

それでは、大きな3でございますけれども、「政令指定都市移行の効果」ということで大きく4つ程あるかと思っております。1つが「(1)事務配分上の特例」でございます。主なものとして大きく4つ分野に分けさせていただいておりますけれども、まず、民生分野でございますけれども、ここに記載のような事務が県から政令指定都市に下りてまいります。これが下りてきますことで福祉サービスのほとんどが政令指定都市で対応できるようになります。教育文化分野でございますけれども、県費負担の教職員の任免、給与の決定等が政令指定都市の権限としておりてまいります。さらに国土交通分野でございます。「市内の国道(指定区間外)」と書いてございますけれども、国が直轄で管理しております国道3号、国道57号、さらに植木にございます国道208号、これ以外の国道、さらに県道の全部が政令指定都市の管理というふうになります。12頁をお願いいたします。次の特例とい

たしまして、「(2) 都道府県の関与の特例」というのがございます。例えば、道路の補助金を申請するに際しましても県の審査を経て国に補助要望を上げているわけでございますけれども、このようなものが全て国に直接要望をするというようなことで手続きの簡略化、効率化が図られるものというふうに言われております。さらに「(3) 行政組織上の特例」主なものでございますけれども、各行政区ごとに選挙管理委員会が置かれまして各区に定数を割り振りまして県議会議員及び市議会議員の選出は各行政区ごとに行われるということになります。さらに副会長がご挨拶の中でも申し上げられましたように行政区ごとでの地域づくりというのが可能になってくるということでございます。最後に「(4) 財政上の特例」がございます。まず、地方交付税でございますけれども、地方交付税につきましては中核市より重点的な配分が行われます。さらに地方揮発油譲与税から交通安全対策特別交付金までの5つの交付金等でございますけれども、これがいわゆる道路特定財源というものでございまして、これは県から市へ財源が下りてまいります。さらに宝くじの販売収益金がございます。宝くじは都道府県と政令指定都市が発行を認められておりますので、この分が配分金として新たに政令指定都市に下りてくるわけでございます。現在の試算ではだいたい100億円を超えるというふうに試算しております。当然国県道の管理費あたりで歳出も出てくるわけでございますけれども、この辺は今後県と協議していきたいというふうに考えております。

さらに「区制の概要」でございますけれども、まず政令指定都市の行政区というのは東京都の23区とは違いまして、法人格というのを持っておりません。地方自治法では政令指定都市は区役所を設置するものとする、いわゆる必置とされているところでございます。それで、区の事務でございますけれども、現在の政令指定都市を主に分けますと2通りございます。下のカッコ書きで書いておりますように、住民生活に身近なサービスのみを提供する市は小区役所制というふうに言われております。これに加えまして土木でございませつか農業等の事務も行っている市、これは大区役所制と言われております。このような機能によって区割りも若干変わってくるのではないかとこのように考えております。

14頁をお開きいただきたいと存じます。「行政区画編成・区役所の位置・区の名称の決定までの流れ」でございますけれども、ただ今熊本市長がこの表で言いますと、「①行政区画編成」「②区役所の位置」を諮問したところでございます。まず、これに基づきまして、詳細につきましてはスケジュールの方でご説明いたしますけれども、素案を作ったきまして、これを元にパブリックコメント、あるいは住民の皆様からの意見の聴取等を経まして区割り、区役所の位置のご答申をまずしていただきたいというふうに考えております。それが終わりました後、区の名称につきましては改めて市長が諮問させていただきまして区の名称をご審議していただくという流れを考えております。他都市の例を2例だけ書かせていただいておりますけれども、これが1番長く審議した例でございます。岡山市と新潟市でございますけれども、それぞれ概ね4か月程度で区画の編成と区役所の位置をご答申いただいております。さいたま市は3か月程度、相模原市は1年半でご答申をいた

だいているところでございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。政令指定都市の制度そのものについてのご説明でしたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは次の議事に移らせていただきます。

「(3) スケジュールについて」ということです。事務局からのご説明をお願いしたいと思えます。どうぞ。

事務局

会議資料の16頁、17頁をお開きいただきたいと存じます。まず16頁で左から国、県、市議会、さらに市という形で記載させていただいておりますけれども、まずは市の欄をご覧くださいと思います。本日、行政区画等審議会を設置させていただきましたので、先ほど申し上げました行政区編成、区役所の位置に関しましてご審議をこれから始めていただくことになろうかと思えます。審議会のご答申をいただきますと市としての行政区の設置の方針というのを今年度中に決定できたらというふうに考えております。さらに新年度には改めまして区名につきまして諮問をさせていただきますしてこれを22年度中に区の名称をご決定していただけたらというふうに考えております。23年につきましては、総務大臣に正式に要望をいたしまして閣議決定をしていただきますならば左側の市議会でございますが、区役所の設置条例の制定をお願いいたしまして政令市移行に進みたいというふうに考えているところでございます。

17頁で「審議会のスケジュール(案)」でございます。まず、第1回で他都市の行政区の区割りの留意点あたりのご説明をこの後させていただきたいというふうに考えております。第2回以降で本市が考えております区役所の機能等をご説明いたしますと共に、行政区画編成の基準でございますとか、編成にあたっての留意点というようなものをご決定いただいて区割りをお願いしたいというふうに考えておりまして、先ほど申し上げましたように市民説明会、パブリックコメント等を経まして2月の中旬には行政区画の編成及び区役所の位置についてのご答申をいただけたらというふうに考えているところでございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。スケジュールにつきましては委員の皆様にもいろいろとご審議

をいただくための大きな段取りだと思います。ただ今のご説明につきまして何かご意見、ご質問おありの方はお願いいたします。いかがでしょうか？2月中旬までに行政区画の編成、区割りと区役所の位置についての答申をこの審議会ですべてやってほしいというのが事務局の考えということのようですけれども、そういった目標で仕事を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？

江藤委員

それはちょっと無理だと思います。簡単にいきません。2月までには簡単には決まらない。やはり委員の皆さんの十分な審議と市民のご意見をご了解するのということですから、2月までに決定というのだけは取り消してもらってください。

会長

決定というわけではありません。事務局からそういうお話はありましたが、いかがでしょうかという話をさせていただきました。

はい、どうぞ。

赤星委員

スケジュールの討議をするんですか、ただ質疑だけで終わってよろしいんですか？

会長

今の事務局の説明について何かご質問かご意見はおありでしょうかということ。

竹原委員

要望などでもいいんでしょう。

会長

そうですね。

江藤委員

スケジュールのことですから。

赤星委員

スケジュールのことでパブリックコメントのスケジュール的に確認したいのですが、素案が出来てからということになるわけですね？

会長

そうですね。上から2段目のところに書いてありますけれども、11月中旬から2月上旬までの間に熊本市の行政区画の編成及び区役所の位置に関する素案をまず作成して、そして市民の説明会やパブリックコメントをやって、それでここに書いてあります案ですと2月の中旬に答申を行うというスケジュールになっているようですね。

赤星委員

パブリックコメントの実施時期など具体的な日程はどうなりますか。

会長

いかがですか？どうぞ。

事務局

具体的な日程はこの審議会の方でお決めいただきたいというふうに考えております。

会長

他にいかがでしょうか？

森徳和委員

森です。質問ですが、スケジュールの中に市民説明会というのがありますが、それについてお尋ねします。さっき市長からのお話がありましたけれども、市民の理解を得ることが政令市移行の1番のポイントだと思うんですが、限られた時間、2月までに方針を決めようという中で市民の説明をどういう規模、方法で行うのか。その点について説明をお願いしたいと思います。

会長

それでは、事務局の現在のお考えをお願いします。

事務局

まず、住民の皆様への説明会でございますけれども、総合支所、市民センター全ての場所で行いたいというふうに考えておまして、実は合併の時にも熊本市内で住民説明会を行っておりますけれども、この時だいたい10回ぐらいでございました。この倍の20回ぐらいの説明会が必要ではなかろうかというふうに考えております。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか？

他にいかがでしょうか？

竹原委員

これはあくまでもスケジュール案であって決定ではないわけでしょう、執行部案として提案いただいたわけですから、今おっしゃるようないろいろな中で審議の中にこれは変わってくると思いますよ。当然ここでは今案として2月の中旬に答申ということになっていますけれども、今江藤委員がおっしゃったように結局この問題は時間をかけて審議をやらんと、先ほどご挨拶にあったように、是非皆さん慎重に取り扱いのほど申し上げておきます。

会長

今のご意見のようなことも十分踏まえて審議会の審議を進めていきたいというふうに私も思っております。

他にいかがでしょうか？

(なし、との返答。)

会長

それでは次の議題に移らせていただきたいと思います。「(4) 行政区画の編成及び区役所位置の検討にあたっての留意点」ということで、これはすでに政令指定都市になったところの例を参考にご説明をいただくということになっておりますのでよろしく願いいたします。どうぞ。

事務局

会議資料の20頁をお開きいただきたいと思います。まず、行政区画編成にあたっての留意点、これは他都市の例でございます。要件としまして大きく4つあげられております。まずは「1 人口規模」でございます。若干の例外がございますけれども、だいたい各市とも概ね10万人から20万人程度を基準とされております。区の人口は小さいところで3万台の区もございますけれども、これから大きな区で30万人程度がございますが、1区当たりの平均人口はおよそ15万人となっております。恐れ入りますが、参考資料の1頁をお開きいただきたいと思います。ここに現在の政令指定都市、岡山までの18政令指定都市の総人口でございますとか、区の数、区の面積等を記載させていただきまして、下段に区の人口の状況ということで分布を書かせていただいております。先ほど申し上げましたように人口10万から20万というところがパーセントとしては一番高いパーセントとなっております。小さな区としましては、堺市の美原区というのが一番最小でございます。17年の国調人口で申しますと3万9千人ぐらいでございます。一番大きなのが横浜

の港北区1区だけでございますけれども、ここが30万人を超えた区というふうになっております。

会議資料の方に戻っていただきまして「2 面積規模及び地形・地物」というのも区割りにとって大きな要因になっておりますけれども、政令指定都市によりましてはそのようなものを考慮せずに区割りをやったという政令市も多数ございます。

さらに「3 地域コミュニティ及び通学区域」でございますけれども、この地域コミュニティにつきましては各市とも重要視されておりました、町内会等の住民自治組織についてはできるだけ分断しないような区割りをされております。

「4 公共機関の所管区域及び選挙区（国・県）」主に国、県の選挙区でございますけれども、これについても留意することが望ましいというふうにされております。具体例を若干ご説明させていただきたいと思っております。参考資料の4頁をお開きいただきたいと思っております。まず、合併支援プラン後に最初に政令指定都市になりましたさいたま市でございますけれども、これは下に記載してありますように、最初は浦和市、大宮市、与野市という3つの市が合併して政令指定都市になっております。区割りに際しましては、浦和市を4つ、大宮市を4つ、旧与野市を1つという計9区の区割りとされておりました、上に書いてありますようにだいたい人口的にバランスをとった区割りということをされております。なお、右の岩槻市というのは後から合併された市でございます、これも1つの区となっております、現在10区ということになっております。次の静岡市でございますけれども、静岡市につきましては、最初は静岡市と清水市の2市の合併で政令指定都市になられまして、その後清水市の横にございます由比町とか蒲原町というのが合併して清水区の一部というふうになっております。静岡市さんでは合併における混乱を最小限に抑えるために旧清水市が単独区を主張されましてこのため人口規模を大前提に区割りをされております。従いまして、葵区と駿河区では面積にかなりの開きがございます、この葵区というのは上段に書いてございますけれども1,000km²を超えております。これは新熊本市域の2.5倍に当たる非常に大きな区を作っておられまして静岡の行政区画等審議会は答申の付記事項といたしまして、「政令指定都市移行を契機に大都市としての成熟度の向上を図っていく中で将来的な分区等の検討を行っていくべき。より細やかな単位での行政サービス提供を目指して行くべき。」等の要望、意見を出されております。次に堺市でございます。6頁をお願いいたします。堺市でございますけれども、堺市は合併前から人口が約80万人ほどございまして、平成12年には将来の区制を見越した6支所体制というのを既に取りられておられまして、ここに新たに加わりました美原町を合わせまして7区制度とされておられまして、既に旧堺市区内は区割りができていたということでございまして、この行政区画等審議会も2か月ほどしか開いておられません。次に7頁をお願いいたします。浜松市でございますけれども、浜松市は旧市町村単位、ここが1市13町だったと思っておりますけれども非常に大きな合併をされておられまして、旧市町村単位や郡については分断しないこととされております。また、旧浜松市内におきましては地域コミュニティの単位でありま

す自治会連合会、本市で言いますと中学校単位でこの自治会連合会というのを既に作っておられまして、これを単位としまして区割りをされまして7区の区割りをされておられます。なお、ここは区役所の新設につきましては、4つの既存施設を活用されて3つの施設を新設されておられます。新潟市でございます。8頁をお開きいただきたいと思います。ここも浜松市さんと同じように1市14自治体で合併をされておられまして、まず小さな市役所、大きな区役所という理念の下で区割りをされておられます。いわゆる大区役所制度ありきという考えで区割りをされておまして、ここでは明瞭な地形というのがございます。信濃川、阿賀野川という大きな河川、これを基準で羊かん切りと申しますか、縦に切ったようなのを基準に区割りをされておられまして、概ね人口を15万人程度から6万人程度の間で区割りをされておられます。続きまして、岡山市でございますけれども、実は岡山市さんは平成7年度に将来の政令指定都市を念頭において堺市さんと同じように6つの総合支所を定められておられます。ただし、行政の効率を考えましてこの6つの行政区を2つずつ重ね合わせまして最初は3つの区割り案を出されておられます。しかし、住民の皆様の反発がかなりございまして、ここで言います中区と東区、これが昔は1つの区だったわけでございますけれども、この中区というのを新たに新設されまして最終的には4つの区割りをされたというふう聞いております。最後に相模原市でございます。10頁でございます。相模原市につきましては、ここにJRの横浜線と私鉄の小田急線という2つの大きい交通網がございまして、橋本駅という駅と相模原駅、相模大野駅という大きな3つの駅がございまして、そこを中心に拠点が既にできておりましたのでこの3つの拠点を中心とした区割り、3区を採られております。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。最近政令指定都市になったところの例を中心に政令指定都市の検討にあたっての留意点についてということのご説明でした。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(なし、との返答。)

会長

よろしいでしょうか？

そうしましたら次の議題に移らせていただきます。「(5) 合併市町村の概要について」ということでございます。ご説明をお願いします。どうぞ。

事務局

会議資料の24頁をお願いいたします。まず、熊本市の沿革でございますけれども、先

ほど会長のご挨拶にもございましたように、熊本市は明治22年の市制施行以来、市制を持っておりますけれども、この図で言いますと大正までに合併をいたしましたところが真ん中の白い部分でございます。この後、幾多の合併を伴いまして熊本城を中心に同心円的に広がった市でございます。さらに、平成の大合併によりまして南北に形が伸びまして丁度鳥が翼を広げたような形で北に植木町、下に富合町と城南町というような形になって発展してきた市でございます。

続きまして、26頁をお願いいたします。合併いたしました町を簡単にご説明させていただきます。まず富合町ですけれども、人口が約8,000人の町でございます。面積が約20㎢。町の特性はここに記載のとおりでございますけれども、ここは23年度春の新幹線全線開業に向けまして新幹線の車両基地の建設が進められております。併せまして新富合駅というのも同時期に開設できる予定でございますので、市の合併の基本計画では「新熊本市の南の玄関口」と位置付けさせていただいております。続きまして植木町でございますけれども、植木町は人口がご覧のとおり3万人を超える町でございます。面積が約65㎢。古くから交通の要衝として栄えておりまして、北に向かいます国道3号、さらに東西を結びます208号と県道大津線が十字に交差する町でございます。特産品としましては植木すいか等が有名でございますけれども、観光資源といたしましては植木温泉や田原坂といった観光資源をお持ちでございます。これも新市基本計画では「北の拠点」というふうに位置付けさせていただいております。

続きまして、城南町でございます。城南町は人口が1万9,604人、面積が37㎢ということで、町の特性としましてはここに記載のとおりでございますけれども、町内には日本有数の自動車部品メーカーがございますし、さらには県の工業団地というのもございます。従いまして、新市基本計画では「新市の南の拠点」というふうに位置づけさせていただいております。

合併の経緯を簡単にご説明させていただきます。27頁をお願いいたします。まず、富合町でございますけれども、平成19年の1月5日に法定協議会を設置いたしまして、12回の協議を行いまして昨年の10月6日に合併、新市が誕生しております。一方、城南町と植木町でございますけれども、城南町の方が早ようございまして20年の10月2日に法定協議会を設置いたしまして現在7回の会議を行っております。また植木町につきましても同年12月4日に法定協議会を設置いたしまして、これも城南町と同じく7回の協議を終えて廃置分合議案を提出し、さらには県議会での県知事のご決定、県議会でのご承認を経まして先ほど熊本市長が申し上げましたように10月16日に総務大臣の方に告示をいただきまして来年3月23日の合併が正式に決定しているところでございます。以上でございます。

会長

ありがとうございます。熊本市の沿革、それから富合町、植木町、城南町との合併の

経緯についてのご説明をいただきました。何かご意見、ご質問は？

はい、どうぞ。

江藤委員

桑原会長さんをお願いでございますが、今、植木町・城南町・富合町3町の概要についてお話がありました。今日委嘱されました区割り審議会委員の大半の皆様は植木町と熊本市、城南町と熊本市、富合町と熊本市の法定協議会の約束事項がございますが、これを是非次回にご理解をしていただかないといけない点が相当ございます。例えば極端に申しますと、植木町との法定協議会の約束の中では植木町役場に区役所をおくということを法定協の中で約束しているわけでございます。あそこに区役所を置くということを約束しているあるわけでございます。これは事実でございます。この3町の法定協で約束したことは今後熊本市と3町との間の遵守事項でございますし、それだけではございません。例えばこういうことをやりますとか、相当な約束事項を3町の法定協議会が練り上げて最終的に決まったわけございまして、初めての委員の皆様はただただ簡単に説明するけれども、その裏にはそういう問題が出てきますし、桑原会長をお願いでございますが、次回法定協議会の約束事項について今日ご出席の先生方のご理解も得て進めていかないとこれは簡単にはいかない問題があるというわけでございます。そこのご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

会長

はい、わかりました。今日も若干この後で事務局も区役所の位置については説明するつもりでもいるようですけれども、江藤委員がおっしゃったように次回まとめて、植木の議長さんもいらっしゃいますし。

江藤委員

植木町議会の委員さんもきているわけですから、その中で審議をやるんですけれども、やっぱりそこには約束事項は遵守していくということになった上の区割り審議会でないこの問題は簡単にはいかないと思います。

会長

はい、どうぞ。

牧野委員

植木の議長をしております牧野でございます。今、江藤委員の方からありましたように私共もそういう気持ちでございますし、法定協の内容を十分知っていただいて、そして尊重していただいて対応していただきたいと重ねてお願いをしたいと思います。中身について

は先ほど言われたようにあらゆる話があって今日まで来ていますのでそれを十分理解していた上で決定をしていただきたいと重ねてお願い申し上げたいと思います。

会長

城南町の議長さん、何かありますか？

戸内委員

植木の議長と同感です。

会長

ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

赤星委員

法定協自体のお約束と審議会の決定とどちらがどうなんですか？そういうお約束があってそれを反故にして審議会で決めてよろしいのか、あるいはお約束が優先して審議を進めていくのか。さっきのご意見では考慮してとおっしゃるから考慮でいいのかと思いましたが、たけれども。

会長

はい、江藤委員。

江藤委員

赤星委員のおっしゃることもわかりますが、約束事項が相当ございますので、次回こういうことがあったということを勉強して、認識をしまして、そのうえで、例えば極端に植木町に区役所を置くということは法定協議会で約束していることでございます。これは絶対守らなければいけないことだと思います。そうしますと今の体制からいきますと、執行部は簡単に人口20万人といいますが、植木町単独で行けば人口3万人の区役所になるわけですからそういう問題も含めて皆さんと議論をする、区割り審議会をする前に、法定協議会がこういうことでありましたということを先生方も認識いただいて、私も法定協議会に出ておりましたからその経緯は知っておりますので、初めての方も3町のご協力あってこういう政令指定都市になるし、それは遵守していかなければいけない問題でもございますので、今回はそれを勉強したうえで、先生方のご意見を賜って早急に審議会をまとめたいと思います。

会長

よろしいでしょうか？ 私たちも知っておかなければいけないと思いますので、次回そうしたことを取り上げたいと思います。

事務局から何かありますか？

事務局

実は次の6で合併協議会の結果については報告しようと思っております、申し訳ございません。続けてご報告してよろしいでしょうか？

会長

はい、どうぞ。

事務局

失礼します。会議資料の30頁、31頁をお開きいただきたいと思います。まず植木町につきましても、合併に際しましては、任意協議会という言葉を使わず研究会という言葉を使っておりましたけれども、この段階から植木町役場を区役所にするということを議論してまいりました。結果といたしましては、30頁に記載しておりますように21年5月25日に「政令指定都市移行に関する事項」ということでお諮りいたしまして「区役所の位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。」ということをお約束いたしております。

続きまして、城南町でございます。31頁でございます。城南町では21年5月22日に開催されました第7回の法定協議会におきまして城南町さんの委員の方から城南町の合併検討委員会において、合併検討委員会というのは城南町独自で作っておられました組織でございまして、法定協議会の委員さんも全員参加されて組織されております。この検討委員会において旧富合町と城南町の地域を一つの地域、行政区として区役所を設置していただきたいとの意見が出されております。さらには先月でございますけれども、城南町長さん並びに城南の議長さん、さらにここには自治会に相当する区長さんの会議がございまして区長会の連合会長さん、お三方の連名で同様の要望が熊本市長に対して出されております。以上でございます。

会長

植木町、それから城南町との合併の協議の中で特に行政区についての話が出て、それについてこういうことが出ていますよというご説明を今していただきました。ただ、先ほどの江藤さんのご意見ですとそれ以外にももっとあるだろうからということでした。

江藤委員

植木町で300億くらいします。城南町で200何十億します。そういった問題は皆さ

んご理解のうえ区割りをする方がいいと思います。

会長

今のご意見を踏まえて次回もう少し合併のいろんな議論についてご説明をいただけたらと思います。

事務局

合併でお約束しました新市基本計画あたりを次回はご説明したいと言うふうに考えております。

竹原委員

この中でも思いは違いますがね、植木さんと城南さんとは全然中身が違う。これは。その辺を皆さんが認識していただかないと区割り審議会では非常に形骸化されてきてます。

会長

今竹原さんからもお話がありましたが、表現が植木町と城南町では違っているということもご認識いただきたいというご発言でした。

他にいかがでしょうか？

(なし、との返答)

会長

ありがとうございます。今、ご意見がありましたようなことで次回ご説明をいただけたらと思います。

6番まで事務局から合わせてご説明いただき皆さんからのご意見も伺いましたので、本日の予定しておりました議事は以上でございます。

はい、どうぞ。

赤星委員

スケジュールについての確認は今日は案をお聞きしたということでもよろしかったですか？

会長

もちろんこのスケジュールどおりに機械的に進むということではもちろんございません。皆さんのご意見を伺いながら。

赤星委員

パブリックコメントとか市民へいつ提示していくかという問題は大事だと思いますので、それはまた次回ということですか？

江藤委員

執行部がパブリックコメントの時期を示すというのが間違いです。ある程度審議ができてからパブリックコメントです。事務局のスケジュールにだまされないようにしないといけない。

会長

最後に「その他」となっておりますが、今日のこれまでの議事も含めまして委員さんから全体を通じた何かご意見、ご質問はございませんでしょうか？

はい、上村委員どうぞ。

上村委員

答申が2月中旬だということについては流動的ということでは理解できますが、24年4月1日からの移行ということの一つの目標とされていますので、答申等のタイムリミットはだいたいいつごろが限度なのでしょう。

会長

事務局はいつごろが限度かとお考えでしょうか？

事務局

区役所を仮に新しく作るというようなご答申をいただきますならば、22年の当初予算には設置費等計上させていただきたいというふうに考えておりますので、年度内にはなんとか答申を出していただきたいという希望は持っております。

会長

希望ということですが、年度内というお話でした。私も最初のご挨拶で申し上げましたように、片方ではしっかり審議していかないといけないし、片方でタイムリミットというのもご理解いただけたらと思います。他にご意見は。

はい、どうぞ。

戸内委員

城南町の戸内ですけれども、城南町・植木町・富合町の件については、熊本市の委員の方々は是非審議会の中で現場を見ていただいて、見学会に来ていただいて、そして審議に

あたっていただきたいと思います、これは提案です。

会長

ご提案いかがでしょうか？現場に出かけようではないかと。

竹原委員

いいことですね。

戸内委員

我々は熊本市から13キロですから熊本市に学校も行ったし、いろんな熊本市はくまなくわかるんです。失礼ですけれども委員の皆様方は城南町の山奥地帯とか植木もそうだと思いますが、その辺についてつぶさにご存知かなという疑問がありますから、是非現場を見ていただいて審議に臨んでいただきたいということです。

会長

私もとてもいいご意見だと思いますが、事務局は対応可能でしょうか。そういう日程をこれから検討させていただきます。

はい、大久保委員。

大久保委員

ちょっとお尋ねですが、大区役所制と小区役所制という話が出ておりました。ここでは何も方針が書いてないのですが、植木町との法定協議会の内容は大区役所制を思考しているような文章になっているのかなと思います。となると全部大区役所にしなければならないのか、あるいは小区役所と大区役所が混在していいのか、そのへんについてお伺いしたい。

会長

事務局、お願いします。

事務局

これは他の政令市の例でございますけれども、大区役所制と小区役所制と一緒に混在しているところはございません。住民サービスを平等にする観点で、大なら大、小なら小だと考えております。

さらに、今、委員のご質問にありました植木町との法定協議会の内容でございますけれども、例えば土木関係でいいますと、相談窓口の設置だけで必ずこれが大区役所というわけではないというふうに考えております。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか？他にいかがでしょう？

はい、どうぞ。

竹原委員

城南町の戸内委員が言われていた、城南町の現状についてと、できましたら執行部にお願いしたいのですが、1回くらい先進地の状況をこの中で、それくらいやってもらわないといかんですよ。それくらい皆さんにできたらお願いしたいのですが。

会長

事務局は予算の準備などは大丈夫でしょうか？

事務局

予算の相談をいたしましてお答えしたいと思います。

会長

そのことについてもご検討お願いいたします。他にいかがでしょう？

はい、どうぞ。

吉村委員

江藤委員から発言があった内容については合併協議会と今回の審議会の内容についてどうなのかなと思います。あくまでも合併協議会の内容を優先的に守らなければいけないのかなと思っています。

それと、区制の問題です。合併特例区を設けた場合と大きい区を設けた場合、どちらがどうなのかなという感じがいたします。現在、社会福祉協議会の合併の内容についてもこの問題が出ていて、合併協議会で決定したことと、この審議会で決定することとどちらが優先するのかなと疑問に思っていますので、そのへんも行政の方ではっきりしていただかないといけないかと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

会長

では、今のご質問も含めて次回にご説明をお願いいたします。

他にいかがでしょう？

それでは事務局の方から何かご連絡はありますか？

事務局

次回開催でございますけれども、よろしければ11月24日に開催させていただきた

いというふうに考えております。事務局が仮おさえしておりますのは熊本テルサのテルサホールを午後3時からおさえさせていただいております。

会長

1 1月24日午後3時から予定したいという事務局の考えですが、よろしいでしょうか？そういうことでよろしく願いいたします。

他にご意見無いようでしたら、以上をもちまして本日は散会といたします。委員の皆様には議事進行にご協力いただきありがとうございました。また今後ともどうぞよろしく願いいたします。

午前11時22分 終了